

県営首里城公園管理仕様書

沖縄県土木建築部
都市公園課

目次

- 1 総則--- 1
- 2 準拠規定--- 1
- 3 管理区域 --- 1
- 4 開園時間 --- 1
- 5 清掃--- 1
- 6 植栽管理 --- 4
- 7 点検・修繕 --- 4
 - (1) 毎朝の点検
 - (2) 警備
 - (3) 建物・設備の点検
 - (4) 修繕
 - (5) 安全管理
- 8 許可業務 --- 7
 - (1) 許可の対象
 - (2) 受付・審査にあたっての留意事項
 - (3) 利用料の徴収
 - (4) 利用料金の基準額
- 9 管理事務所窓口 --- 9
 - (1) 職員配置
 - (2) 案内誘導
 - (3) 苦情処理等
 - (4) 利用者の意見聴取等調査
- 10 緊急時・災害時の対応 --- 9
 - (1) 台風時の閉園
 - (2) 調査・報告
 - (3) 保険
 - (4) 火災保険
 - (5) 緊急連絡先
 - (6) 事件・事故処理
 - (7) 救護措置
- 11 自主事業 ---- 10
 - (1) 実施方法
 - (2) 自動販売機
 - (3) 応募時に提案した自主事業

- 12 報告 --- 11
 - (1) 事業報告書の提出（月次）
 - (2) 事業報告書の提出（上半期・年次）
 - (3) 事業計画書の提出（年次）
- 13 その他実施すべき業務 --- 11
- 14 県営首里城公園の特記事項 --- 11
 - ① 公園の概要
 - ② 管理の基準
 - ③ 駐車場の利用予約
 - ④ 有料施設の供用日等
 - ⑤ 通行許可
 - ⑥ 消防訓練
 - ⑦ 点検・修理
 - ⑧ 利用者への対応
 - ⑨ 自主事業の実施
 - ⑩ 国営部分との調整
 - ⑪ 中城御殿跡地の草刈

県営首里城公園管理運営仕様書

(令和5年度～令和7年度)

1 総則

- (1) 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって県営首里城公園の適正な管理運営に期するものである。
- (2) 本業務の実施は、本仕様書によるほか、別途定める要求水準書、募集要項及び指定管理者の指定後に締結する基本協定書等によるものとする。

2 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる基準・関係諸法令等に準拠する。

- ① 地方自治法、同施行令、同施行規則
- ② 都市公園法、同施行令、同施行規則
- ③ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例、同施行規則
- ④ 施設、設備の維持管理及び整備に関する法令・基準等
 - ・建築基準法
 - ・電気事業法
 - ・消防法
 - ・公共工事に関する仕様書、基準等
 - ・その他維持管理、整備に関する法令、基準等
- ⑤ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法ほか労働関係法令
- ⑥ 個人情報保護に関する法律、沖縄県個人情報保護条例
- ⑦ その他関係法令等

3 管理区域

- (1) 指定管理者の管理区域は、現在の供用区域及び令和5年度から令和7年度までに供用する区域とする。
- (2) 具体的な管理区域は、「首里城公園管理区域図」（別添1）で示す範囲とする。

4 開園時間

管理区域は、有料施設を除き、原則として常に開園するものとし、常時、職員もしくは警備員が配置されている状態を維持すること。

5 清掃

- (1) 区域ごとの水準は、次頁「清掃水準」のとおりとする。ただし、応募時に提案した水準が、次頁の清掃水準を上回るものについては、応募時に提案した内容で実施すること

- 。
- (2) その他当該仕様書に掲載されていない詳細事項については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、「建築保全業務共通仕様書」（最新版国土交通省大臣官房官庁営繕部）等を参考に行うこと。
- (3) ゴミ処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び公園の所在する市町村の条例等に基づき適切に処理を行うこと。

■清掃水準 ※区域の位置は「首里城公園管理区域図」（別添1）で、示すとおり

区域	清掃水準			
Aレベル区域	1 1日に2回以上の巡回点検を行い、記録簿に、その清掃状況等をチェックすること。			
	2 通常求められるレベルを保つ清掃を行うこと。ただし、点検の上、汚れがないと判断された場合は、行う必要はない。			
	3 通常より汚れが目立つ箇所等を確認した際は、随時、清掃を行うこと。			
	4 強風後や台風通過後は、すぐに園内を点検し、速やかに、園路・散策路（以下「園路等」という。）や広場を中心に落葉等の清掃を行うとともに、危険な折れ枝等を処理し、建物の出入り口や窓ガラスの水洗いをを行う。			
	5 多くの来園者が見込まれるイベントの実施前後は、随時、点検及び清掃を行うこと。			
	6 各箇所については、下記の頻度で清掃を行う。			
		清掃箇所	頻度	
	建物内	トイレ・通路等の清掃	1日1回以上	
		ホール・床	週1回以上	
		窓ガラスの拭き掃除	月1回以上	
	床のワックス	年2回以上		
	地下駐車場の床洗浄	2ヶ月に1回以上		
	東屋等の清掃	毎日		
	屋内外ゴミ箱のゴミ回収・搬出	毎日		
	園路等の清掃	週1回以上		
Bレベル区域	1 1日に2回以上の巡回点検を行い、記録簿に、その清掃状況等をチェックすること。			
	2 通常求められるレベルを保つ清掃を行うこと。ただし、点検の上、汚れがないと判断された場合は、行う必要はない。			
	3 通常より汚れが目立つ箇所等を確認した際は、随時、清掃を行うこと。			
	4 強風後や台風通過後は、すぐに園内を点検し、速やかに、園路等や広場を中心			

	<p>に落葉等の清掃を行うとともに、危険な折れ枝等を処理し、建物の出入り口や窓ガラスの水洗いをを行う。</p> <p>5 多くの来園者が見込まれるイベントの実施前後は、随時、点検し、必要に応じて清掃を行うこと。</p> <p>6 各箇所については、下記の頻度で清掃を行う。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">清掃箇所</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建物内</td> <td>トイレの清掃</td> <td>1日1回以上</td> </tr> <tr> <td>通路等の清掃</td> <td>3日に1回以上</td> </tr> <tr> <td>窓ガラスの拭き掃除</td> <td>3ヶ月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>床のワックス</td> <td>年1回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東屋等の清掃</td> <td>3日に1回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋内外ゴミ箱のゴミ回収・搬出</td> <td>3日に1回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">園路等の清掃</td> <td>週1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	清掃箇所		頻度	建物内	トイレの清掃	1日1回以上	通路等の清掃	3日に1回以上	窓ガラスの拭き掃除	3ヶ月に1回以上	床のワックス	年1回以上	東屋等の清掃		3日に1回以上	屋内外ゴミ箱のゴミ回収・搬出		3日に1回以上	園路等の清掃		週1回以上
清掃箇所		頻度																				
建物内	トイレの清掃	1日1回以上																				
	通路等の清掃	3日に1回以上																				
	窓ガラスの拭き掃除	3ヶ月に1回以上																				
	床のワックス	年1回以上																				
東屋等の清掃		3日に1回以上																				
屋内外ゴミ箱のゴミ回収・搬出		3日に1回以上																				
園路等の清掃		週1回以上																				
Cレベル区域	<p>1 1日に2回以上の巡回点検を行い、記録簿に、その清掃状況等进行检查すること。</p> <p>2 通常求められるレベルを保つ清掃を行うこと。ただし、点検の上、汚れがないと判断された場合は、行う必要はない。</p> <p>3 通常より汚れが目立つ箇所等を確認した際は、随時、清掃を行うこと。</p> <p>4 強風後や台風通過後は、すぐに園内を点検し、10日以内に、園路等や広場を中心に落葉等の清掃を行うとともに、危険な折れ枝等を処理すること。</p> <p>5 多くの来園者が見込まれるイベントの実施前後は、随時、点検し、必要に応じて清掃を行うこと。</p> <p>6 各箇所については、下記の頻度で清掃を行う。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">清掃箇所</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建物内</td> <td>トイレの清掃</td> <td>1日1回以上</td> </tr> <tr> <td>通路等の清掃</td> <td>週1回以上</td> </tr> <tr> <td>窓ガラスの拭き掃除</td> <td>6ヶ月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>床のワックス</td> <td>年1回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東屋等の清掃</td> <td>3日に1回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋内外ゴミ箱のゴミ回収・搬出</td> <td>週1回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">園路等の清掃</td> <td>週1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	清掃箇所		頻度	建物内	トイレの清掃	1日1回以上	通路等の清掃	週1回以上	窓ガラスの拭き掃除	6ヶ月に1回以上	床のワックス	年1回以上	東屋等の清掃		3日に1回以上	屋内外ゴミ箱のゴミ回収・搬出		週1回以上	園路等の清掃		週1回以上
清掃箇所		頻度																				
建物内	トイレの清掃	1日1回以上																				
	通路等の清掃	週1回以上																				
	窓ガラスの拭き掃除	6ヶ月に1回以上																				
	床のワックス	年1回以上																				
東屋等の清掃		3日に1回以上																				
屋内外ゴミ箱のゴミ回収・搬出		週1回以上																				
園路等の清掃		週1回以上																				

Dレベル区域	1 3ヶ月に1回以上の巡回点検を行い、記録簿に、その清掃状況等をチェックすること。						
	2 通常より汚れが目立つ箇所等を確認した際は、随時、清掃を行うこと。						
	3 公園内の池については、適宜清掃を行うとともに、著しく生態系に影響を及ぼす外来魚（アロアナ等）の駆除等に努めること。						
	4 各箇所については、下記の頻度で清掃を行う。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>清掃箇所</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外ゴミ箱のゴミ回収・搬出</td> <td>月1回以上</td> </tr> <tr> <td>園路等の清掃</td> <td>6ヶ月に1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	清掃箇所	頻度	屋外ゴミ箱のゴミ回収・搬出	月1回以上	園路等の清掃	6ヶ月に1回以上
清掃箇所	頻度						
屋外ゴミ箱のゴミ回収・搬出	月1回以上						
園路等の清掃	6ヶ月に1回以上						
Eレベル区域	清掃の必要はない。						

6 植栽管理

「県営公園植栽維持管理水準書」で示す水準で、実施すること。ただし、応募時に提案した水準が、水準書で示すレベルを上回るものについては、応募時に提案した内容で実施すること。

7 点検・修繕

(1) 毎朝の点検

よく利用される施設（園路、トイレ等）については、毎早朝、点検すること。

- ① 危険物（釘、ロープ等）がないか
- ② 不審物はないか
- ③ 利用の妨げとなるものはないか

(2) 警備

警備の基準は、下表のとおりとする。その他当該仕様書に掲載されていない詳細事項については、「建築保全業務共通仕様書」（最新版国土交通省大臣官房官庁営繕部）等を参考に行うこと。

なお、公園内における他の管理者が管理する区域及び施設についても、不審者等を発見した場合は声かけや注意等を行うよう努めるとともに、事件・事故、破損を発見した場合は、その管理者に報告すること。

公園名	警備水準
首里城公園	(1) 常駐警備を1ヶ所以上設置する。 (2) 昼は4回以上、夜は3回以上の巡回警備を行う (3) 地下駐車場は、常駐誘導を出入り口に設置し、駐車場内に必要最小限の誘導員を配置すること。

	(4) 立入が困難な場所については、可能な範囲で、目視による確認を行う。
--	--------------------------------------

(3) 建物・設備の点検

- ① 建築物及びその附属施設（自家用電気工作物含む。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転、監視及び執務環境測定については、「建築保全業務共通仕様書」（最新版国土交通省大臣官房官庁営繕部）を参考に行うこと。
- ② 指定管理者はみなし設置者として、関係法令に従い電気主任技術者を選任し、管理エリア内の自家用電気工作物の維持管理を実施すること。
- ③ 電球やトイレットペーパー、石鹼等消耗品の交換は、必要が生じた都度行うこと。

(4) 修繕

- ① 危険度・必要度等で優先順位を決め、予算の範囲内で順次修繕を行うこと。
- ② 高圧受変電設備、エレベーター、エスカレーター、空調機器、水洗トイレ、屋内照明、外灯、動力設備、階段の手すり及びその他緊急を要する箇所の修繕は、当初予定の有無に関わらず直ちに修繕を行うこと。
- ③ 大規模な施設の改修等については、県所管課及び土木事務所と協議の上、決定すること。

(5) 安全管理

- ① 防災・防火対策にあたっては、訓練や自己評価を通じ継続的な改善が図られるよう取り組むとともに、県が策定した「首里城公園管理体制構築計画（令和4年4月）」及び同計画に基づき今後検討される具体的な取組について真摯に取り組むこと。
- ② 指定管理者は、防火管理者として従事した経験を有する者又は防火・防災業務に一定程度の知識を有する者を防火管理者に選任すること。
- ③ 指定管理者は、管理権限を共有する防火対象物に対して、火災・その他災害による物的・人的被害を軽減することを目的に、次の「首里城公園における防災センター機能の役割分担の考え方」に基づき別途消防計画を作成すること。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記する。

<p>※首里城公園における防災センター機能の役割分担の考え方</p> <p>1. 公園内の防災センター機能の状況</p> <p>首里城公園内には、現状は以下の防災センター機能が存在する（工事警備室は予定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 奉神門管理事務室：城郭内エリアに位置する。 ② 首里杜館（防災センター、中央監視室）：城郭外の県営公園エリアに位置する。 ③ 公園管理センター：城郭外の県営公園エリアに位置する。 ④ 正殿工事エリア内には、正殿の工事を行う事業者の防災センター機能である工事警備室が設けられる予定。

2. 役割分担の考え方

昼間と夜間では、公園利用者の有無や人員体制が異なるので、各防災センター機能の役割分担は昼間と夜間で異なってくる。このため、以下のように、昼間と夜間ごとに役割分担を整理した。

【昼間・夜間共通】

- ・感知器の作動から現場の確認、消防への通報（非火災/本火災）、初期消火は、一連の初動対応であり、各エリアで対応※1することを基本として、必要な人員を各エリアに配置する。
- ・他のエリアは、状況に応じて可能な範囲で、初期消火や避難誘導等の応援を行う。
- ・公園管理センターは、公園利用者の避難誘導や日常の防災対応※2 など公園全体※3 の防災対応を行う。

※1 各エリアで対応：城郭内で発災の場合は奉神門、城郭外で発災の場合は首里杜館がそれぞれ初動対応の指揮命令の拠点とし、状況に応じて、公園管理センターへ引き継ぐ。昼間は、公園内の各所に警備員等が配置されていることから、発災場所付近の警備員等が初期消火や避難誘導等を行う。

※2 日常の防災対応：自衛消防隊の整備・訓練、日々の防災警備・点検、関係機関との情報共有など

※3 公園全体：整備予定の中城御殿エリア、円覚寺エリア等については、今後、詳細を検討する。

【夜間】

- ・夜間は、奉神門で対応する者の役割が重要であり、現場の警備員・監視員等への指示や消防への通報、モニター監視等において迅速かつ的確な判断が求められる。初動対応の指揮・判断が可能な人員を城郭内に配置し、城郭内の体制強化を図る。

【昼間】

- ・昼間は、初期消火と避難誘導を同時に実施する必要があるため、対応に適した人材は異なる。初期消火、避難誘導に必要な人員を踏まえ、各人へ求める役割や全体の配置を検討する。
- ・敷地特性から公園全体での避難誘導も重要であり、発災状況等に応じた判断が求められる。公園管理センターは、平常時・非常時ともに公園全体の状況把握・対応を担うものとする。

【その他（工事警備室の役割）】

- ・工事警備室が設けられた段階で、各防災センター機能は工事警備室との連携を図る。
- ・工事警備室は、工事エリアの初動対応の指揮命令の拠点として対応する。

3. 設備更新等に伴う上記考え方の変更の可能性

上記内容は、現状の設備を前提にした考え方であり、今後の設備更新や新たな設備の整備等に伴って変更が生じる可能性がある。

- ④ その他、当該仕様書に掲載されていない安全管理・防犯については、「公園管理ガ

イドブック」(一財)公園財団)を参考に行うこと。

8 許可業務

(1) 許可の対象

① 制限行為に対する許可(条例第4条)

- | |
|---|
| <p>1 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。</p> <p>2 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>※ 雑誌掲載等営利行為の一環として写真撮影を行うものが対象であり、個人のスナップ写真は含まれない。</p> <p>※ テレビ、映画等営利行為の一環として映像撮影を行うものが対象であり、個人のビデオ撮影等は含まれない。</p> <p>3 興業を行うこと。</p> <p>※ 公園内売店等への影響も考慮した上で判断すること。</p> <p>4 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。</p> <p>※ 祭り等の催しも含まれる。しかし、キャッチボールやフリスビー、グランドゴルフ等の練習等の場合、条例第3条に該当しない限りにおいて、この行為には含まれない。</p> <p>5 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</p> <p>※ 都市公園の禁止行為(条例第3条)に該当しない限りにおいて、都市公園施設、文化財、周辺住宅等への影響に対し十分配慮されたものかどうか審査した上で判断すること。</p> <p>6 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。</p> <p>※ 駐車場や車両通行可能な園路を使うだけでは達成できない事由がある場合に限り、許可すること。</p> |
|---|

② 有料公園施設等の利用許可(条例第24条)

公園名	施設名	供用日・供用時間
首里城公園	駐車場	条例で定めるとおりとする。 ただし、指定管理者は、必要があると認められる時は、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。(条例第23条)

(2) 受付・審査にあたっての留意事項

- ① 当該許可は、公園利用者の視点で考慮し、申請から許可付与までの手続を完了できるよう措置すること。
- ② 大会等開催により専用使用する場合の許可に当たっては、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められるかどうか審査を行うこと。
- ③ 管理上条件を付す必要があるか検討すること。
- ④ 他の許可と場所・時間等が重複しないように配慮すること。
- ⑤ 申請者の信条、性別、社会的身分等を理由に不許可としないこと。
- ⑥ 許可は対人許可であり、第三者への権利の譲渡及び転貸を認めないこと。
- ⑦ 条例第3条の禁止事項に抵触しないか確認すること。
- ⑧ 他の許可手続も必要でないか確認すること。
- ⑨ 警備等安全性の確保、公園施設の保全、ゴミ処理、騒音・振動・悪臭等の対策が取られているか確認すること。
- ⑩ 国、沖縄県、その他地方公共団体及び公共的団体からの申請（視察等）に対しては、許可について特に配慮すること。
- ⑪ 原則として、利用の2週間前までに申請書を提出させること。
- ⑫ 公園内での無人航空機の飛行は原則禁止とし、やむを得ず公園内で無人航空機を飛行させる必要がある場合は、申請者に事前に都市公園課の了承を得るよう案内すること。

(3) 利用料の徴収（条例第25条）

- ① 条例の定める範囲（基準額の±30%以内）で、有料施設の利用料金を設定すること（設定の際は事前に知事の承認が必要）。
- ② 知事の承認を受け、利用料金が設定された際は、直ちに、窓口若しくは掲示板等により公園利用者に対する周知の徹底を図ること。
- ③ 利用料金の収受にあたり、領収書発行等を行うこと。
- ④ 利用料金は、原則として、公園の管理運営費に充てること。ただし、適正な管理業務が実施されていれば、一部を指定管理者の利益として扱うことを妨げない。
- ⑤ 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- ⑥ 上記の減額・免除については、指定管理者で減免基準を作成し、県の承認を得ること。
- ⑦ 国、沖縄県、その他地方公共団体及び公共的団体からの申請（視察等）に対しては、利用料金の減免について特に配慮すること。
- ⑧ 既納の利用料金は返還しない。ただし、特に必要があると認められる場合は、返還することができる。

(4) 利用料金の基準額（条例第 25 条）（消費税込）

種別	内容	単位	基準額
制限行為の許可	物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
	業として写真を撮影する場合	1日につき	430円
	業として映画を撮影する場合	1日につき	9,920円
	興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
	競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
有料施設の利用許可	条例別表第6（第25条関係）で定めるとおり		

備考 利用面積が 100 平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100 平方メートルとして計算する。

9 管理事務所窓口

(1) 職員配置

管理事務所には常勤の職員を配置するとともに、適切な人員配置を行うこと。

(2) 案内誘導

案内誘導ができるように人員配置に配慮すること。

(3) 苦情処理等

- ① 苦情・相談については、随時対応すること。
- ② 指定管理者の業務範囲外のことについては、申立人の主張内容を確認の上、関係機関を紹介すること。
- ③ 犬（身体障害者補助犬法に基づく補助犬は除く）の散歩等については、飼い主に条例第3条第1項第5号、第8号に該当することのないよう注意喚起を行うとともに、幼児の多い場所に近づかないよう指導すること。
- ④ 補助犬については、全ての公園施設への立入を認めること。
- ⑤ その他、当該仕様書に掲載がない事項については、「公園管理ガイドブック」（（一財）公園財団）を参考に行うこと。

(4) 利用者の意見聴取等調査

本業務に関して、利用者の意見聴取等の調査を実施し、その後の管理運営に反映させ、利用者へのサービス水準の向上に努めること。

10 緊急時・災害時の対応

(1) 台風時の閉園

台風時は、利用者の安全を考慮し国営公園区域に準じて閉園することとし、事前に、その旨を県所管課へ連絡すること。

(2) 調査・報告

台風、地震又は津波等による災害（特に建物・工作物）が発生した場合には、被災が最小限となるよう迅速かつ最善の対応を取るとともに、直ちに被害状況調査を行い、速やかに県所管課へ報告を行うこと。

(3) 保険

不慮の事故による施設等の損傷（有料駐車場で預かった車両等含む）及び公園利用者の公園内における事件・事故による死亡又は傷害に備え、必要な保険に加入すること。

(4) 火災保険

公園内の建物に対する火災保険は県が加入するものとする。

(5) 緊急連絡先

夜間、閉園時等に備え、緊急時連絡先一覧表を作成し、年度ごとに県所管課へ提出するとともに、修正の必要が生じた場合は、随時再提出すること。

(6) 事件・事故処理

事件・事故については、警察署に通報、被害届又は告訴を行うとともに、人的・物的を問わず、重大なものについては県所管課あて速報し、軽微なものも含め毎月報告（内容・場所図面・日時、修繕見積額、その後の措置状況等）を行うこと。

(7) 救護措置

- ① 救護については、病院等への連絡体制を確立し、研修等により職員の資質の向上を図ること。
- ② 迷い子の捜索に備え、公園内の他の施設等の管理者と連絡体制を確立しておくこと。

11 自主事業

(1) 実施方法

- ① 指定管理者は、公園の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することが出来る。
- ② 自主事業を実施しようとするときは、県に対して実施内容（目的、時期、収支計画等）を記した業務計画書を提出し、事前に承諾を受けること。

(2) 自動販売機

- ① 自動販売機を設置する際は、県の使用許可を得ること。
- ② 自動販売機で得た収入は、住民サービスの質の低下をきたさないよう、その一部を公園の管理運営費や、公益事業に充てること。

(3) 応募時に提案した自主事業

- ① 実施を妨げる特殊な事情が発生しない限り、提案のとおり実施すること。
- ② 実施できない場合は、代替案を提示の上、県の承諾を得ること。

12 報告

- (1) 事業報告書の提出（月次）
管理運営（利用状況、清掃、警備、植栽管理等）及び自主事業の実施状況についてまとめた事業報告書を、毎月10日までに提出すること。
- (2) 事業報告書の提出（上半期、年次）
管理運営及び自主事業の実施状況（決算を含む）についてまとめた事業報告書を、毎年10月10日までに提出すること。
- (3) 事業計画書の提出（年次）
管理運営及び自主事業の実施予定（予算を含む）についてまとめた事業計画書を、翌年4月末までに提出すること。

13 その他実施すべき業務

- (1) 連絡調整会議
県と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置すること。
- (2) 県が実施する業務の協力
都市緑化月間等に関する事務（都市緑化コンクール及び都市公園等愛護活動の実施及び広報等）や、県からの調査依頼については、随時対応すること。
- (3) 占用に関する対応
電柱の設置等、占用行為については、指定管理者は、申し出の内容を審査した上で、知事の使用許可が必要となると判断される場合には、申請者に対してその旨伝えること。
- (4) 禁煙
管理事務所、売店・レストラン等の屋内施設については、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定に基づき、禁煙・分煙等の受動喫煙防止対策を講じること。
- (5) 引継業務
次のいずれかの場合には、後任指定管理者への引き継ぎを行うこと。
 - ① 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消された場合
 - ② 指定期間の満了後、指定管理者が変更となる場合
- (6) その他
その他、知事が必要と認める事項

14 県営首里城公園の特記事項

- ① 公園の概要
首里城（国所管）及び、県教育庁や那覇市が所管する守礼門、龍潭、円鑑池、円覚

寺、園比屋武御嶽等多数の文化財があり、風格ある歴史的環境を創出し、歴史・文化の拠点として整備するとともに、地域住民や市民・県民に開かれた公園、観光レクリエーションの中核拠点として整備を進めている。

平成12年度に首里城跡、園比屋武御嶽石門、玉陵が世界遺産へ登録されたことにより、歴史・文化及び観光レクリエーションの拠点としての役割がさらに重大になっている。

② 管理の基準

入城観光客の大多数が訪れる利用者の最も多い公園であり、その中心となる正殿のある国営部分を中央に抱えている特殊な構造から考えても、県営公園部分も国営部分に準じて歴史遺産を含んだ観光地として一定の品位が要求され、高いレベルの維持管理体制で臨む必要がある。

清掃・警備の水準は、「首里城公園管理区域図面」（別添1）で示すとおりとする。

植栽管理の水準は、「県営首里城公園植栽管理水準書」で示すとおりとする。

③ 駐車場の利用予約

修学旅行などの大型バスについては、予約制を行うこと。

- ・ それ以外の利用については、原則として先着順とすること。
- ・ 令和5年3月31日以前において受け付けられた予約等は、4月1日以降の施設の管理者が引き継ぐこととし、管理者の変更等により、利用者が不利益を被らないようにすること。
- ・ 満車になった場合は、近隣の駐車場を案内すること。

④ 有料施設の供用日等（条例第23条）

供用日は条例で定める（下記参照）とおりとす。ただし、指定管理者が必要と認める時は、知事の承認を得て、変更することが出来る。

公園施設の名称	供用日	供用時間
駐車場	1月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後6時（3月1日から11月30日までの間は、午後7時）まで

⑤ 通行許可

綾門大道に接道している居住者については車両通行を認めることとなっていることから、氏名及び車両番号を確認の上、年間の通行許可を認めること。

⑥ 消防訓練

消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防訓練を毎年行うとともにその結果を県所管課へ報告すること。

⑦ 点検・修理

共用設備の点検・補修については、沖縄総合事務局と沖縄県が締結した別添「国

営沖縄記念公園首里城地区及び県営首里城公園に係る共用設備の管理に関する協定書」(別添2)に基づき行うとともに、光熱費の支払い等(城郭内への水道は除く。)に関わる事務手続きを一切行うこと。なお、今後、同協定の改正を予定しており、電気主任技術者に係る費用分担は同協定において定めるものとする。

また、施設設備機器の運転については、技術員を3名以上配置し、適切に運転及び監視等を行うこと。

⑧ 利用者への対応

観光客を中心とした多数の公園利用者に対応するため、公園内に案内誘導員を3名以上配置すること。また、歴史・文化、沖縄観光の重要拠点の一つであることに充分配慮し、職員の歴史教育研修を実施するとともに、各施設の概要説明、パンフレット配布、車椅子の貸出し等、特に必要な措置を講じること。

⑨ 自主事業の実施

- ・ 売店(自動販売機を含む)、レストランを使用する際は、県の使用許可を得、使用料を支払うこと。
- ・ 上記使用許可物件から得た収入は、住民サービスの質の低下をきたさぬよう、その一部を公園の管理運営費や公益事業に充てること。

⑩ 国営部分との調整

- ・ 首里城公園は、国営沖縄記念公園首里城地区と県営首里城公園等がある。利用者サービス向上の徹底等を図るため、施設使用に関する調整、協議等は指定管理者が実施する。

⑪ 中城御殿跡地の草刈

中城御殿跡地については、現在、供用開始していないことから、原則管理は不要だが、近隣住民から草刈等の要望や台風時の倒木により隣接道路等に影響があることがあるので、対応すること。